

日本獣医解剖学会組織標本ライブラリー（HistoJAVA）  
運営委員会会則

## 第1章 総 則

[名称]

第1条 日本獣医解剖学会組織標本ライブラリー（HistoJAVA）運営委員会（以下、本会という）は、日本獣医解剖学会会則第3条（5）に基づき、所属委員会として設置する。

[目的]

第2条 本会は、「組織標本の共有と獣医組織学教育の発展を期する」ことを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成する為、以下の事業を行う。

- 1) 組織標本の収集、デジタル化およびその配信
- 2) その他、本会の目的達成に必要な事項

[事務局]

第4条 本会の事務局を本会代表の下に置く。

## 第2章 会 員

[会員の種別]

第5条 本会は、日本獣医解剖学会会員により構成される。

## 第3章 役 員

[役員]

第6条 本会には、次の役員を置く。

- 1) 代表1名
- 2) 庶務2名程度
- 3) 委員14名程度
- 4) 監事1名程度

第7条 代表は、日本獣医解剖学会の教育・研修会担当理事とする。日本獣医解剖学会の会長ならびに本会の代表が庶務（会員管理、サーバー管理、スキャン、会計業務等を遂行）を選出する。委員は、標本を本会に提供した機関の代表者とする。監事は、日本獣医解剖学会理事会での互選とする。

## 第4章 会 議

[役員会]

第8条 代表が必要と認めたときにこれを開く。

第9条 会議は次の事項を審議し、決議する。

- 1) 事業計画および予算
- 2) 事業報告および決算
- 3) 会則の変更
- 4) その他の必要事項

## 第5章 会 計

[経費]

第10条 本会の経費は、日本獣医解剖学会からの補助金、寄付金およびその他の収入をもつ

てこれに当てる。

第11条 本会の会計年度は、毎年8月1日より翌年の7月31日までとする。

## 第6章 会則の変更

第12条 本会会則の変更は、役員会の議を経て行う。

## 第7章 雑則

第13条 本会則に定めるもののほか、本会事務の運営上必要な細則は、役員会の議を経て、代表が別に定める。

### 付 則

本会則は、平成30年8月1日から施行し、平成30年9月12日から適用する。

令和元年9月12日、会則の一部改正。

役員 令和元年8月1日－令和2年7月31日

代表：柴田 秀史・東京農工大学

庶務：辻尾 祐志・鹿児島大学

庶務：市居 修・北海道大学

### 委員

帯広畜産大学・近藤 大輔

酪農学園大学・竹花 一成、渡邊 敬文、細谷 実里奈

北里大学・吉岡 一機

岩手大学・中牟田 信明

東京大学・平松 竜司

日本獣医生命科学大学・添田 聡

麻布大学・大石 元治

日本大学・安井 禎、恒川 直樹

岐阜大学・齋藤 正一郎、尾之内 佐和

大阪府立大学・中島 崇行

岡山理科大学・松井 利康

鳥取大学・割田 克彦

山口大学・日下部 健、加納 聖

宮崎大学・脇谷 晶一

監事：北村 延夫